

平成20年（2008年）紀北町12月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成20年12月 8 日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年12月 8 日（月）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

9 番 平野倅規

(午前9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名でありまして、定足数に達しております。

なお、9番 平野倅規君から、病院で診察のため欠席と連絡を受けておりますので、報告します。また、1番 東篤布君からは風邪のため、11番 入江康仁君から所用のため、少し遅れるとの連絡を受けております。

川端龍雄議長

ただいまから、平成20年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(会期日程・議事日程朗読)

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

14番 中本 衛君

15番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日12月 8 日から12月19日までの12日間にいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間とすることに決定しました。

日程第 3

川端龍雄議長

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る12月 3 日に議会運営委員会が開催され、定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告を申し上げます。

まず、定例会において提案され受理した案件は、議案第57号から議案第62号までの 6 件と、報告が 2 件であります。また、請願・陳情については 2 件となっております。

なお、追加予定議案についてであります。出産育児一時金について、現行の35万円を38万円とする改正案が12月 2 日に閣議決定が行われたことにより、町においても国民健康保険条

例の一部改正が必要となります。政令等の公布の手續きに少し日数がかかったことから、本日の本会議に上程することができませんでした。議会運営委員会の了承も得ており、追加議案として提出された場合には、よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

また、最終日の議事日程であります。9月定例会で閉会中の継続審査の議決をいただいた平成19年度の各会計における決算認定の案件が加わることとなります。最終日には決算認定関係の議案を持参していただくようお願いいたします。

なお、常任委員会の開催日については、休憩時間を利用させていただき、委員長で調整を行っていただきたいと思います。

次に、一部事務組合等の開催についてであります。荷坂やすらぎ苑組合議会は12月24日、水曜日、午前9時30分から、紀北広域連合議会は12月25日、木曜日、午前10時から、三重紀北消防組合議会は12月25日、木曜日、午後1時30分から開催される予定であります。多忙な折りとは存じますが、各議員におきましては、出席のほう、よろしくお願い申し上げます。

なお、東紀州農業共済事務組合議会につきましては、12月の開催はないと伺っております。ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ、喜多教育委員長、佐野監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、一般質問の日程であります。町長からの申し出もありまして、1日に通告者5人程度とし運営することの確認をいただきました。そのことから一般質問についての本会議を3日間予定しております。通告書を締め切った時点で、議長が判断し一般質問の日数を調整していただくこととなります。

次に、各種団体から提出のあった国への意見書の提出を求める陳情等についてであります。議会運営委員会での協議の結果、その写しを全議員に配布することとし、趣旨に賛同する議員でもって意見書案を提出していただくということで決定をいただきました。各議員の棚に配布させていただいておりますので、ご覧ください。

なお、意見書案を提出される場合は、手續き等については事務局にお尋ねください。

次に、各条例に基づく委員等の選出についてであります。早急に開発公社の理事の選任が必要でありますので、本日の本会議終了後、議員懇談会を開催いたしますので、ご了承ください。

なお、開発公社理事会の開催日については、まだ決定はしていませんが、定例会の会期中

に開催を予定しております。

次に、来年1月の予定であります。1月4日、日曜日、午前10時から赤羽公園グラウンドで消防出初式が行われます。また、1月12日、月曜日、午前10時30分から東長島公民館において成人式が開催されます。出席のほう、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に日程第4 行政報告について町長からの申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、有限会社浜千鳥リサイクルから本年1月17日付けで、本町に対して損害賠償を求め訴訟が、津地方裁判所に提起されました事件についてであります。本年12月1日付けで、同地方裁判所の裁量により「弁論を分離」する決定が下されました。

これにより、平成7年度から18年度までの損害額のうち、平成8年度分の損害賠償請求及びこれに対する遅延損害金請求についての審理が開始されることになりました。

本町といたしましては、来る1月15日の第1回口頭弁論に備え、本町の訴訟代理人の方々と協議を重ね、答弁書等準備書面で必要な主張・立証を行うべく、最善の努力を尽くしてまいりますので、議員の皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、訴訟救助付与申立事件につきましては、業者側が、本年12月3日付けで、名古屋高等裁判所に即時抗告の棄却決定に対して「抗告許可の申立」をされたことにより、現在、同高等裁判所で審理中であります。

続いて、2件の寄付についてであります。

1件目は、去る10月1日に紀伊長島区ご出身で、現在、神奈川県に在住の岩崎幸雄様より、「ふるさと寄附」としまして、100万円のご寄付をいただきました。

2件目は、昨年に引き続き12月4日に日本土石工業株式会社 代表取締役社長 棕野玲史様より歳末助け合い運動協賛金として30万円のご寄付をいただきました。

ご寄付に対しまして心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、12月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

川端龍雄議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第10

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第5 議案第57号から、日程第10 議案第62号までの6件について、提案者より提案理由の説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案6件について、一括して説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。平成18年3月定

例会でご可決いただきました「紀北町過疎地域自立促進計画」の中に、本年度から実施しております中山間地域総合整備事業負担金を追加する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,023万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億3,164万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、普通交付税の増により地方交付税が1億5,950万3,000円の増、国庫支出金が災害復旧事業費補助金等1億3,270万3,000円の増、県支出金におきましても災害復旧費補助金等1,198万6,000円の増、紀北広域連合精算金等、諸収入が1,121万2,000円の増、町債が災害復旧事業債6,080万円の増及び臨時財政対策債、繰上償還に伴う借換債7,850万円の減等により1,770万円の減であります。

一方、歳出予算では、町税の徴収強化を図るためのシステム導入費等で、総務費が608万4,000円の増、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費等、民生費が2,897万8,000円の増、リサイクルセンター施設管理事業費等、衛生費が1,613万3,000円の増、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業費等、土木費が1,042万8,000円の増、国補町道道路災害復旧事業費等、災害復旧費が2億19万1,000円の増であります。

議案第59号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,767万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,672万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入が療養給付費交付金の現年度分3,767万9,000円の増、歳出が退職被保険者の療養諸費及び高額療養費で保険給付費4,685万7,000円の増、財政調整基金積立金が977万円の減、一般被保険者の保険料還付金として諸支出金が59万2,000円の増であります。

議案第60号及び議案第61号 紀北町道の路線認定についての両議案につきましては、近畿自動車道紀勢線工事の運搬路として設置される道路を、工事完了後も町道として活用するため、紀伊長島区三浦地内の町道中田9号線及び海山区馬瀬地内の町道鯨7号線として認定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町道の路線認定についてにつきましても、近畿自動車道紀勢線に関するものであります。仮称、海山インターチェンジの設置に伴い道路認定をする必要が生じたので、海山区船津地内の町道船津小笠原2号線として認定いたしたく、議会の議決を求

めるものであります。

以上、6件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

議案第57号についての説明を求めます。

中場企画課長。

中場幹企画課長

議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更についての内容説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更について

紀北町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成20年12月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

平成20年度から新たに中山間地域総合整備事業を行うにあたり、紀北町過疎地域自立促進計画を変更する必要が生じたためでございます。

平成18年3月紀北町議会定例会におきまして、ご可決いただき定められました紀北町過疎地域自立促進計画の計画表の中に、本年度、平成20年度から事業を実施しております中山間地域総合整備事業が記載されておられません。この中山間地域総合整備事業は、中山間地域に農業の生産基盤の整備を中心としつつ、農村の生活環境の整備を総合的かつ一体的に実施できる総合整備事業として創設されたものであります。三重県が事業主体となり、町は事業費の一部を負担することになっております。

この事業の町負担金に対しましては、過疎債の充当が可能であります。紀北町過疎地域自立促進計画には、その事業名等が記載されていることが条件となります。このことから、中山間地域総合整備事業負担金に過疎債を充当するにあたり、紀北町過疎地域自立促進計画を変更する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。2ページでございます。

左側が変更後、右側が変更前の計画表であります。

過疎地域自立促進計画の計画表の中にあります自立促進施策区分、及び事業名（施設名）の欄の変更は、議会の議決が必要となります。このことから自立促進施策区分欄の1. 産業の振興、事業名、施設の欄の(3) 経営近代化施設の次に農業を追加するものであります。

なお、事業内容の欄には、中山間地域総合整備事業負担金を、事業主体の欄には、三重県をそれぞれ追加するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

次に、議案第58号についての説明を求めます。

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成20年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,023万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億3,164万4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年12月8日提出

紀北町長 奥山始郎

次に、7ページをお願いします。

第2表 地方債補正、第1 追加であります。農業用施設、林道、町道道路及び河川災害復旧事業債、合わせまして6,080万円の追加であります。

8ページをお願いします。

地方債補正、第2 廃止であります。

繰上償還に係る借換債 7,750万円、全額廃止するものであります。

次に、9 ページをお願いします。

地方債補正、第3 変更であります。

臨時財政対策債を 100万円減額し、2 億 9,900万円とするものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。13ページをお願いします。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第59号の説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第59号の平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1 ページをご覧ください。

平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,767万 9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 8,672万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月8日提出

紀北町長 奥山始郎

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。6 ページをご覧ください。

(以下予算書により詳細に説明)

川端龍雄議長

次に、議案第60号から議案第62号までの3件についての説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第60号から第62号までの3件について、ご説明させていただきます。

まず、議案第60号でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第60号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1. 路線名 | 町道中田9号線 |
| 起 点 | 紀北町紀伊長島区三浦字奥地 481番3地先 |
| 終 点 | 紀北町紀伊長島区三浦字中田 912番地先 |

平成20年12月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

近畿自動車道紀勢線工事用運搬路として設置される当路線が、紀勢線工事完了後において、町道として活用が見越せるためでございます。

現在、国土交通省が紀伊長島区三浦地内で施工中でございます紀勢線工事の始神トンネル工事、また道瀬トンネル工事のために、大瀬川右岸沿いに工事用運搬道路といたしまして、約180mを設置することで進めております。紀勢線工事の完了後において、この道路が地域の生活道路としての活用が見越せるため、新たに町道中田9号線として認定しようとするものでございます。

工事用運搬路であるために、国土交通省において現在土地所有者との借地契約、工事等を行っておりますが、今後は町道とするために、道路用地の取得、また国土交通省からの引き渡し後におきましては、維持管理については紀北町が行うこととなります。

なお、9月紀北町議会定例会におきまして、三浦自治会長から町道新設に関する陳情書が提出されまして、産業建設委員会に付託された結果、地域住民のための生活道路として、町道整備をする必要を認めるとの意見を付けられ、本会議に報告がなされました。本会議で陳情第4号として採択をなされております。

それでは資料につきまして説明させていただきます。4 ページの位置図でございます。

赤色の破線が町道中田 9 号線でございます。現在の町道京戸線から分岐して、大瀬川左岸上流に向けて現在の町道大瀬線に連絡するものでございます。

次に、5 ページの平面図でございます。それぞれ起点、終点の位置を表示してございます。また、幅員及び延長につきましては、予定の数値でございます。

山本善久建設課長

次に、議案第61号でございます。

議案第61号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1. 路線名 | 町道鯨 7 号線 |
| 起 点 | 紀北町海山区馬瀬字山崎1360番 2 地先 |
| 終 点 | 紀北町海山区馬瀬字山崎1360番 1 地先 |

平成20年12月 8 日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

近畿自動車道紀勢線工事用運搬路として設置される当路線が、紀勢線工事完了後において、町道として活用が見越せるためでございます。

この路線につきましても、現在、国土交通省が海山区馬瀬地内で施工中の馬瀬地区道路建設工事、また大田賀高架橋下部工事としてのために、大船川の左岸沿いに工事用運搬路として 100mを設置いたしております。この路線につきましても、紀勢線工事の完了後において、町道としての活用が見越せるため、今回、新たに町道鯨 7 号線として認定しようとするものでございます。

工事につきましては、舗装工事でございますけれども、国土交通省が施工いたします。紀勢線工事完了後の維持管理につきましては、紀北町が行うこととなります。

次に、資料でございますけれども、7 ページでございます。位置図でございます。

県道矢口浦上里線の鯨橋左岸詰めより下流側、2 級河川大船川堤防道路、約 100m を認定しようとするものでございます。

8ページの平面図につきましては、起点、終点の位置を示しているものでございます。

また、幅員延長については、予定の数値でございます。

山本善久建設課長

次に、議案第62号を説明させていただきます。

議案第62号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定する。

記

認定する路線名

- | | |
|--------|----------------------|
| 1. 路線名 | 町道船津小笠原2号線 |
| 起 点 | 紀北町海山区船津字小笠原 867番1地先 |
| 終 点 | 紀北町海山区船津字小笠原 862番1地先 |

平成20年12月8日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

近畿自動車道紀勢線・海山IC（仮称）の設置に伴い、道路認定の必要が生じたためでございます。

この路線認定につきましては、紀勢線海山インターチェンジの設置に伴い、国道42号と、海山インターチェンジ取り付け道路との交差点で、国道42号は海山インターチェンジへ乗り入れの右折車線が設置される予定でございまして、この付近では42号は3車線となります。このため、起点周辺の民家は国道42号への出入り、特に尾鷲側への出入りが現行と比べ、非常に困難、危険な状態となってまいります。高速道路の地域の事業説明会では、町道船津小笠原1号線を経由して、国道42号への出入りが可能となるように要望が出されております。

このようなことから、町道船津小笠原2号線を道路認定するものでございます。

なお、国土交通省との協議の結果、設計調査及び工事については、国土交通省が負担することになってございますけれども、町道でございますので、道路用地の取得、また国土交通省からの引き渡しにつきましては、紀北町が行うこととなっております。

次に、資料の10ページを説明させていただきます。位置図でございます。

赤色破線、町道船津小笠原2号線でございます。

11ページの平面図でございます。それぞれ起点、終点の位置を示してございます。

なお、幅員の4 m、延長の約 190mにつきましては、予定の数値でございます。

以上で、議案第60号から62号の3議案の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、内容説明を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩して、11時から各議案に対する質疑を行います。

(午前 10時 37分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

川端龍雄議長

これから各議案に対する質疑を行います。

発言については、許可を得てから発言していただくようお願いします。

質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分の所属する委員会に付託された案件については、大筋の質疑にさせていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、発言する場合は、マイクの調整を行っていただき、発言をしていただくようお願いいたします。

日程第5 議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

この事業はですね、地域振興を図るための事業ということなんですけども、この中山間地域総合整備事業、この名称だけではですね、ちょっと賛否決めかねるんですが、中身についてね、ちょっと説明をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えします。さきほど議案の説明がありましたように、この事業の実施は平成20年度から平成26年度の7年間でございます。

事業の内容でございますが、農業生産基盤整備事業というのと、農村生活環境整備事業と2つに分かれております。農業生産基盤整備事業につきましては、主に農道整備事業、農地防災事業、農業用排水整備事業、暗渠排水整備事業があります。農村生活環境整備事業には、交流施設の整備事業、多目的広場等の設置、また生態系保全施設整備事業として、獣害対策等があります。

今年度につきましては、海山区において農道舗装、また井戸ポンプとの測量試験ですね、まずは工事实施にあたり、測量実施をするということで、1億円程度の事業を実施することになっております。遅れましたが、全体的には7年間で紀北町におきましては6億7,300万円、尾鷲市においては7,200万円、合計7億4,500万円でございます。

また、事業費の負担区分でございますが、事業費に対しまして国が55%、県が30%、町等が15%となっております。

過疎債につきましては、今年度につきましては1,120万円でございます。

次年度、21年度以降からは計画的に実施する予定でありまして、軽微な変更につきましては、また県と協議するというようになっております。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

事業の内容なんですけどもね、景気も低迷しておると、そして地域が疲弊している状態の中でね、企業誘致をね、図るということが、一番重要なんですけども、これはなかなか難し

いわけなんですね。農地についてはですね、うちの町域には広い農地もあるわけなんですけども、そういうことでね、農地を活用した地域の振興ということも、これから必要なんじゃないかと思うんです。そのためには、この事業はうってつけの事業やと思うんですが、概略はお聞きしましたけども、その基盤整備が必要やと思うんですが、入っておるようなんですけども、例えば農道の新設ですね、新設とか、それからほ場整備とか、より積極的な、維持管理的なもんじゃなしに、そういうことが必要なんじゃないかと、優良農地をつくればですね、誰かが耕作というのかね、してもらえないんじゃないかと思うし、それからこの地域に合った新しい品種を導入するとかね、そういうような積極的な内容になっておるのかどうかね、ちょっとお聞きしたいんですが。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

質問にお答えします。この目的なんですけどもね、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農業生産性の低下を招き、また農業用施設の老朽化等により、維持管理面に支障が出てきていますということで、このためには施設の整備が必要であるということで、また耕作放棄地の解消にもつなげることを目的としておるということで、この県営事業なんですけどもこれにつきましては、各地区からの要望等聞き取りを何回かやらせていただきました。

その結果ですね、県と協議した結果、さきほど言いましたように、今年につきましては、農道舗装、また井戸のポンプのテスト調査なんですけども、そういうことでね、この7年間に向かって頭首工の改修とか、新たなものやなしに、この維持管理ということで、修繕していくということで、この事業が目的ということですので、新しくやるということではありませんで、はい。そういうことです。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

説明ではですね、地域の要望を聞いて、聞いたということでもありますのでね、この策定のプロセスね、どのような手順で策定されたのか、それだけをお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

さきほど申しましたように、19年からですね、各地区ですね、海山区においては3箇所、長島区においては4箇所ということで、区長、また農業関係者の方に意見の交換会等をやらせていただきました。それで要望等聞かせていただきまして、県と協議し、それで県が国に一応要望するというので、今回、20年度から実施、農道の舗装等の実施がされているということで、地区、または町の要望を県が受けてやっていただいておりますということですので。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

11番、これちょっと課長聞きたいんですけど、この過疎地域自立促進特別措置法というのは、平成12年になってますね。第6条第6項の規定によりということ、それに関してですね、この計画の表の中でですね、計画変更前に対しては、これ当然農業が入ってなければならぬときに、これ入ってないというのはどういうことがあったのか。

それで、この条例がですね、今回初めてこれが付け加えられたのか、それが1点ですね。その12年にできたときには、これがなかったのかということですね。それがもう1点。

さきにそれをちょっと答えてくれますか。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。過疎計画、紀北町過疎自立促進計画も含めて、全国の過疎計画の中には、項目がございます。その中には、1の産業振興の中には事業名として、(1)基盤整備というのと、(2)漁港の施設、(3)経営近代化施設、(4)地場産業の振興、(7)商業というふうに1から9まで並んでおります。

その中で、農業というのは紀北町の過疎自立促進計画の中には、基盤整備の中に農業という項目はございました。当初、この農業という場所でこの中山間事業も整備できるものと把握しておりましたが、はっきり確認したいということで、三重県及び国のほうの過疎対策室のほうへ問い合わせをさせていただきました。問い合わせの結果、入れる場所は基盤整備の場所じゃなく、経営近代化施設のところへ記入してくださいというご指示をいただきましたので、そこへ改めて入れさせていただきました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ課長、これはそんならこの中山間地域総合整備事業負担金というのは、今度新たにできたということなんですか。

それと、県の事業というけど、これが法律じゃないんですか、国じゃないんですか。さきほど県の中で国へ向いて報告すると、また陳情、要望するというようなこと、ちょっと課長がね、産業振興課長がちょっと答えられたけど、県が主体の事業なのか、法律というのは国になってくると思うんだけど、それが県事業であり、県の事業ということさっき言うたもので、それじゃちょっとかみ合わないのかなということも、ちょっと感じたんで、そのことこ答弁。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

まず1点目の、この事業は新しくできたものかというご質問だと思いますが、中山間地域総合整備事業につきましては、前々からございました。紀北町が取り入れたのは平成20年度からでございます。

それと、国県のどちらの事業だと、どちらの法律だということでございますが、国のほうも負担しておりまして、国なんですけども、事業主体につきましては県が事業主体になるということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量君

少し突っ込んだ質問をいたします。この促進計画の変更で、農業が入れられたということなんですが、実際には災害等の関連、それはもうはっきりできないところもあるでしょうが、農業は特にですね、水利の関係では随分大事な部分、幸いにも昨年、今年は作付けには影響なかったということですが、水が出にくくなったとか、いろいろの話を聞きますが、それらについては的確に把握をして、緊急度と言いますか、そういうときには是非こういう事業をあてるという構えでおられるんでしょうか。その点だけ聞いておきます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。19年度は渇水期がありまして、大変農業者の皆さんには迷惑かけたというか、不便を生じたと思いますが、この事業につきましては、さきほど申しましたように、ポンプについてのテスト調査を実施し、来年度以降、その辺の結果に基づきまして、工事を実施していくということで、場所としましては海山区においては馬瀬、河内、細野、長島区においては大原向井、桐生橋等11箇所程度一応調査して、その結果、21年度から工事を実施するという予定であります。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑については、7ページの第2表 地方債補正から、21ページの歳入についてと、また歳出については22ページの総務費から、31ページの商工費までと、32ページの土木費から、50ページの給料費関係までに分割して質疑を行います。

それでは、7ページの地方債補正から、21ページの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

これで歳入等の質疑を終ります。

続いて、歳出22ページの総務費から、31ページまでの商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

16番、22ページなのですが、総務費の賦課徴収費のうちの電算事務委託料なのですが、これ徴収管理の電算委託料という説明だったんですが、新たにこれを全額委託したものなのか、今までにあって差額をみた電算委託料なのか、その辺の説明と。

それから、30ページの分収造林費、賃金なのですが、これは新たに雇用されたものなのか、それともマイナスとプラスで相殺されているんですが、この賃金の内容についての説明をお願いします。以上です。

川端龍雄議長

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

それでは、最初の質問の電算委託料は新たなものなのかということでございますが、今までですね、県下29市町で当紀北町のみが導入されてなかったシステムでございまして、新たなものでございます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。30ページの分収造林事業費の賃金の内容でございます。これにつきましては、分収造林の事業の進捗状況によりまして、委託であったんですが、直営班というのですか、町の作業班が一応作業するというので、切り替えたわけでございます。以上です。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

税務課長、もう一度お答えをお願いします。新規ということですが、件数としては何件ぐらいあるのでしょうか。それだけ説明をお願いします。

川端龍雄議長

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

件数といたしましては、全世帯です。納税者全世帯、件数はですね、少々お待ちください。すみません。19年度の資料でございますが、19年度の資料しか手元にはないんですが、納税者数でいきますと、町民税、固定資産税、軽自動車税と、それぞれで2万4,353人でござ

います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

22ページをはじめ、ずっと各ページに26、27、28、30ページにもありますが、燃料費、ガソリン代という話でしたですね。これだけガソリン価格が低落しておいて、すでに3月以前よりも、高騰が始まる以前より今低くなっているのが現状ですね、安くなっている。隣の通りががりを見ると、110円台にすでに突入してますね。一体この予算を査定したときのガソリン価格の見積はいくらなんですか、軽油も合わせてね。一体いくらで算定しておるんですか。

川端龍雄議長

塩崎財政課長。

塩崎剛尚財政課長

質問にお答えします。11月時点では175円で算定しております。

現在、単価相当下がってまして、110円台まで下がっておると思うんですけども、予算この査定時にはですね、175円で計算しております。

すみません。説明足らなんだんですけども、追加説明させていただきます。当初予算のときにはですね、単価的には157円の単価で行ってました。ただ、途中でですね、原油高の高騰によりまして、一番高いときでですね、203円まで上がったときがあります。こういった関係で、全体の予算の中で足らん分を今回補正させていただきました。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いやそれだったらね、これね予算説明、テレビを通じて見ている町民は納得しませんよ。それで200何円で実際あったんですか、私そんなね、個人的にそんなガソリン代払った覚えもないし、一番高いときで180円台だと思いますよ。ちょっと不正確ですよ。そのときに町が算定しておった見積よりも高がついたから、それを補充するなんてはね、それは納得されませんわ。一体どういう購入の仕方をしておるんですか。

それと、近隣の尾鷲、熊野、大紀町あたりのこれ燃料費の算定の仕方はどうなってますか。

当然ね、周辺この近隣は大体一定しているはずで、大紀町方面は極端に安いところがありますけども、ちょっとそれ納得されませんよ。町長、それでいいんですか。大体あんた 175円って11月にそんなにしてましたか、してましたか、町長も個人でガソリン入れるでしょう。

そんな値段ですか、これ町長はわからんのなら、副町長でも収入役でも答えてください。個人でそんな高価格なガソリン入れてますか。

川端龍雄議長

町長、補足お願いします。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えしますが、非常に高騰したことはよくわかっておりまして 175円であったかどうか知りませんが、忘れておりますが、もっと高い金額も覚えております。

川端龍雄議長

副町長。

紀平勉副町長

燃料費についてお答えさせていただきます。北村議員ご指摘のようにですね、一時期燃料の高騰がありまして、かなり 200円近い高騰な金額のときもございました。ただ、ご指摘のように今、津ですと 110円台まで下がってきております。こちら辺、紀北地区につきましては若干10円ぐらい高いんですか、123円とか4円とか、そういう単価で今推移しております。

ただ、今、塩崎財政課長がご説明させていただいたのはですね、実勢単価ではなくて、契約単価でございますので、あくまでもこれは見込みで一月、二月ぐらい前に入札をして、契約させていただきますので、タイムラグというのがございましてですね、ですから、上がる時も急激には上がりませんが、下がる時も急激には下がらないということで、今お話しした単価というのが、実際に契約をした単価と、消費税込みでございますけども、そういったことをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

川端龍雄議長

川端収入役。

川端清司収入役

ガソリン等ですね、あと重油、軽油、灯油ですね、こういったものは公用の中で使っております。ただ、ガソリンに関してはですね、それぞれのガソリンスタンドからの請求額を1ヵ月使用したのものに対して請求は受けております。

したがって、その単価そのもの自体はですね、請求のものということになるわけなんです

けども、あと灯油、また重油等はですね、これ入札を行っております。したがって、そのところさきほどのですね、高騰したときに関しては、業者からの再見積をとって、また入札をし、長期間という契約じゃなしに、短期間の変動の激しいところにおいてはですね、そのような入札でもって単価を決定して、また納入していただいております。

したがって、確かにこのガソリン単価についてはですね、それぞれ請求に応じてということがあるんですけども、今回の補正予算についてはですね、その高騰した期間のところ、当初予算と比較して、その予算内でこのままでですと、その差額が生じるというところにおいてのみへ、これは査定をいたしてまして、予算計上させていただいている次第でございます。

川端龍雄議長

財政課長。

塩崎剛尚財政課長

他市町村の状況ですけども、現在のところ聞いておりませんので、また調べて報告させていただきたいと思います。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっとお話を聞きしておるとですね、今までの穴埋めの部分があるという、足らんだ分をこれで補正で穴埋めするって、これ現状では下がり続けておるんですね。これ不用額が出るんじゃないですか、こうやって補正していくと。さらに下がりますよ。今の実態経済がこれだけもう破綻に近い状況でしょう。

それで、ガソリンスタンド自体が先般の一般質問で出てましたけど、私の知る限り3件ぐらい閉めてますね。それぐらい売れない状況で、今後も多分下がるだろうと見られている状況の中で、今度は余ってくるんじゃないですか、これ。予算の査定が甘いんじゃないですか。

それと、今までの穴埋めのためにというのやったら、そういうふうに最初の説明と違いますから、演壇での。町長、訂正してください。もうガソリンが高騰したのために、補正だという説明だったんですよ。違うでしょうが、それだったらさきほどの財政課長の説明では、今まで足らんだ分があるもので、これで穴埋めするんだという説明ですよ。

だから、趣旨説明、趣旨内容説明を訂正してください。これ違いますよ。今の質疑に対する。質疑しなければわからないじゃないですか、こんな実態は。余ってくるでしょう、これ。余ってくる場合もあるでしょう。それと今まで足らん分だけをこれ補正したんですか。そう

するとそういう組み方はええんかな、議会事務局長。ええんかな、そういう予算の編成の仕方は。いや、言いたそうやったで。そういう予算編成の仕方ええの。今まで足らんだ分をこういう趣旨説明と違う形で計上するというのは、いいんですか。

それやったら本来は予備費で処理するか、何か私わかりませんがね、実務的にいいんですか。足らんだ分を内容説明が違うまま、これで手当するというのは、足らんだ分をするというのやったら、そういう説明の仕方があると思うんですよ、最初から。いいんですか、町長。そういう予算編成のやり方って、お答えいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

当初は、このガソリンの高騰はこれほど上がるとは予測できなかった。それで、あれだけ高騰した分が今までの予算額では払いきれないというところがあります。ですから、補正でお願いして、それを払っていこうということでもありますんで、ご理解願いたい。

6番 北村博司議員

いやいやご理解ではない、説明変えてください。最初の説明が間違ってます、演壇での。ガソリンが上がったんで、補正すると言ったんですよ。

奥山始郎町長

私は説明してないですよ。

6番 北村博司議員

いやいやあなたが指名して、答弁させたんやないか。

奥山始郎町長

わかります。しかし、実際はそのガソリンが上がったから、当初予算が不足したんで、補正をさせていただくという意味なんです。

6番 北村博司議員

今後も余ってくる場合あるでしょう、今後。

奥山始郎町長

世界的な不況ですけども、どのようになるか、そこんところはちょっと図りかねます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、今のですね、この油、原油等に対する関連なんですけども、以前ですね、私ちょっと自分とでリサイクルのことでちょっと質問したんで、よう覚えているんですけど、これはさきほど契約と言いましたよね。契約の中で2ヵ月ほど、当初リサイクルのとき半年間だったと、多分半年間隔か、1年かどっちかやと思いますよ。そやけどそれは途中でですね、この高騰によることで、本当は行政としては契約した以上は、期限を決められておったら、それをずっと通さなあかんわけですね。だけど高騰は今までにない高騰だったから、町としては業者のことを考えてですね、一旦契約を打ち切って、再度契約やっておる。

これは業者に対して優遇的なもんを考慮しておるだけであってね、行政としてはやるべきことじゃないんですね。だから今、財政課長言われたように、契約というのやったら、この高騰は1ヵ月も経たんうちに、どんどんどんどん上がった。そのたびにそんなら契約をやり直しておったんですか、そういう制度でやってきておるんですか。それで予算を組んでおるんですか。

それやったら、その契約というのは何にもならんですよ、これね。町長、だから契約やっておって、いろいろな期間等にあってですね、2ヵ月して3ヵ月間はこういうことで、業者にちょっと負担が大きかったから、それに対する補正とか説明をやってですね、上げてこなあかんのじゃないですか。副町長、副町長でええよ、あんたでもいいんだよ、答えたら。いやいやあんたらまた打ち合わせしておって、答弁間違っていたらあかんでさ、契約というのは、あなたも行政で県におったときにやったようにですね、そんな簡単なもんじゃないでしょう。

それだったら、町のやっておる委託業者に関しては、そういう原油の燃料が上がったからというて、契約やり直していますか、その部分に対して。一部では業者に対する優遇、また片や、業者の関連しておる委託業務にすれば、何年もやってないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないですか、やり方は。そして契約というものはそんなものじゃないでしょう。それだったらその状況に応じて、単価を上げるとか下げるとかいう契約書にしくちやならんでしょう、町長。いやいやあるというのは答えておる。だけどそれはおかしいんじゃないですかということで、町長そんなら答弁お願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回の石油高騰はですね、ご承知のとおり非常にすごいものであった。その契約の中でですね、特例に関する条項が一部入っておりまして、あまりにもひどいときには見直すことができるということでありまして、見直させていただきました。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その特例にあつて、その業者に対して、そんなら委託業者に対してもやりましたか。当然、この委託業者もいろんな契約するときには、この原油の当時の原油で契約しておると思うんですよね。そこのとこやってます、きちんと。それだったら平等でいいですけど、片や業者に対してはそういうことある。片や委託業務にはですね、何もやってないって、これは片手落ちじゃないんですか。それでは、契約の一律性というのが出てこんのじゃないですか、町長。何事も平等にやるのが、町行政ではないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘のようにですね、その例えば運搬の契約については、それは燃料費高騰に対して対応してませんけれども、例えばリサイクルセンターの重油なんかですわね、これは非常に大量にあるもんですから、それは対応いたしました。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その大量に使うとかどうかということじゃなくて、今回の前者議員の質問はですよ、その事業に使うのと、言うたらガソリンというのは事業に使うのは重油か、軽油かいろんなもんだと思うんですよ。ここに出しておるのは、ガソリンのことでさっき説明したとき、そう言った。はっきり言ってね。だから全般に見やなあかん。

今の町長の答弁だと、1つの、重油に対しては質問してましたけど、重油でやったけど、そんならほかのガソリンの今言うたことに対しては、どないなように考えてますか。そうでしょう、そのガソリンになってもあれを、その事業に関しては、これはあとで確認させてもらうけど、その特例としてあると、私も初めて聞いたけどですよ、ガソリンに関しては各入れているとこの業者との契約もやっておるんですか。それに対してはそやけど1ヵ月ごとじ

ゃないんじゃないですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ガソリンにつきましては、毎月の請求で払っております。

それから、重油については長期の契約をしますけども、さきほど説明したように、高騰の幅が多過ぎたものですから、あの条項を、特例の条項を適用させていただきました。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁議員

答弁不足、ガソリンでしておるんやったら、それはその請求書どおり払うておるというけど、契約というけど、契約やっておるんですかということ言うておるんや。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ガソリンは契約しておりません。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

一番関心のあることで、まず今のはあとにしまして、さき税務課長が答えられました23ページの電算事業費委託料、これは200いくらですか、290、これ当初でも見てますよね。67万円、それとは違うんですか。それで仮に違うんならわかるんですけども、当初で本来上げなきゃいけない数字ではないんでしょうか。その辺ちょっと確認して答えていただきたい。

もう1つは、今のガソリンの件ですけども、何も契約しないで各商店で入れて、そのまま請求書で支払いしている。これは去年の特別決算委員会でも指摘しましたように、委員長が今質問されましたけども、カードで入れたらキャッシュバックで2円返ってくる。随分とこれ財政課長に指摘して、理解を得られたはずですよ。それを全く財政課引き継いでないんでしょうかね。キャッシュバックで2円、そのほかではカードでやればもっと実際は低い金額が

小売店の方に支払われています。

その中で、町が一般よりも1円下げているという説明受けました、そのときに。こんなね町に対してそれはお得意さんだから1円しか下げないということ自体をね、満足して受けているというのはおかしい話であってね、だからその辺は決算特別委員会で随分指摘しまして、今後は取り組みを考えますという返事をいただきました。

ですから、当然、行われていくもんだと思って私は理解しておりましたけども、何かこのね、燃料費でわざわざ価格が下がっているときにね、補正で上げてくるというのが、いかがなんですか。もう少しその辺は、状況を見ながら上げなきゃいけないのじゃないでしょうかね。

それからもう1つ、取り組みとしましては、これはガソリン税が4月の1日ですか、暫定税率なくなりましたよね。暫定税。その辺の対応、いかにされたか。

それとまた、あの当時、25円下がるんじゃないかと報道されましたけども、実際、町内では何日から何円ぐらい下げられたのか、それでまた同じように、多分あれ1ヵ月で6月になるか、5月の末ぐらいに戻りましたよね。その辺の対応、いかにされたのか、詳細にわたって説明をしていただきたい。

そうじゃないと、これは言いなりのままのね、いろいろ指摘をしながらも、それについて町長いつも言われるように、財政が逼迫している。緊迫している。財政再建もしなきゃいけないという中で、意識にもものすごく欠けておるんじゃないですか、職員の皆さん。一番これはね問題なんですよ。金額の大小じゃないんですよ。よろしいですか、だから下がった時期にね、下がるのがわかっていながら、その前後に入れるということ自体が、よっぽど考えないと、いかがでしょうか、お答えください。

川端龍雄議長

平谷税務課長。

平谷卓也税務課長

それでは、税務課分からお答えさせていただきます。

まず、当初でなぜ見なかったのかというご質問に対しましては、当然、予算は見積をあげておりますが、当然のことながら、この時点ではカットされておまして、当初67万8,000円の分につきましては、いろんなデータの抽出のための電算費用でございまして、例えば未納者リストとか、その他もろもろの用紙代も含まれておると思います。今回、新たに導入のための見積をあげさせていただきましたことにつきましては、3月議会、また9月議会等で

もご質問のありました、今ですね、当町にとりましては滞納者が非常に多いと、県下ワースト2位でございますが、ただいまのところ。こういう危機感もかなりありまして、滞納者に滞納者情報といいますか、納税者の情報をですね、紀伊長島総合支所のほうとかですね、本庁でも画面上で一度に見れまして、さらにはリストアップもここには可能なシステムでございまして、是非ともこの件に関しましては、導入をお願いしたいなということで、今回、あげさせてもらいました。

これにつきましては、議員もご存じだと思うんですけども、滞納関係につきましては、時効を迎えるやつも当然あるものですから、その前にいろんな法的手立てを打つことになりませんが、そのいろんな資料の作成とか、非常にスムーズに滞納処理の効率化を図っていくと、そういう面でも非常に役立つシステムだと思います。そういうわけで、今回導入費用を計上させていただきました。以上です。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

暫定税率のときにはですね、あれ1ヵ月blankありましたよね。それで税率が国会で承認されなかったことによって下がりますよね。上がる前にはですね。下がった時点で入れるようにということは、指示をいたしております。

それから、議員ご指摘のカードの件ですね、カードの件はこれからよく調べてですね、検討させていただきます。以上でございます。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

指示はされたんですけども、その結果、町長ご存じですか、どのような結果が出たか。それわかっておればちょっとお答えください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

実績についてはですね、あの1ヵ月間の給油については、それほどの実績はありませんでした。それは状況、つまり自動車のタンクの状況もあります。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

大した金額じゃないというのが、意識が欠如しているんですね、一番問題はね。それが一番大事なんです。それで金額でどうのこうの言っているんじゃないしに、大した金額じゃないからいいだろうということではないわけですね。せっかく下がるのに、自分の車だったら安いときに入れるでしょう。上がるとなれば事前に入れるじゃないですか。その前後にね、いかに町長が財政が厳しいようなと言いながらも、職員に伝わってない。そして大きな事業費にはね、金額があれでしょう。やっぱりその辺の心がけの問題ですね。まず意識、これを徹底してくださいよ。

それからカードにしても、それはね請求額でやるんじゃないしに、カードですればその店のもんですけども、あとは他所の市町村さきほど北村議員も言われましたけども、ほかの市町村はね、多分組合からいろいろと、これはいろんな重油、灯油の分に関してですけども、それは組合からいろんな協定価格をもってね、契約しておるはずなんです。個人じゃなしにね。その辺ももう少ししっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、さきほどの税務課の答えですけども、税務課だけでこの情報を握らずに、滞納処分をするならね、もう少し最大限に活用していただいて、このシステム導入して良かったという成果をあげていただきたいと思います。

そのためには、税務課だけじゃなしに、当然ね、税務課、守秘義務があるから、言わんと思えますけども、それなりにほかのところも取り組みながら、是非とも滞納を少なくしていただきたい。収納率をアップしていただくことをお願いいたします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

25ページの地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業費の増 1,000万円とあるんですが、さきほどの説明では知的障害者のデイサービスということだったんですけども、デイサービスには在宅、いつまでもやはり自分の家で住みたいということは、高齢者の方の願いで、デイサービス盛んに行われておりますが、今のデイサービスと認知症の方のデイサービスと、どう違う、今回の事業なのかということと。

そして、当初の予算にはなかって補正で組まれた理由をお伺いします。

そして、もう1点、27ページのリサイクルセンターとし尿処理事業の修繕料なんですけど、詳しい説明がなかったものですから、金額も980万円、544万円と大きいので、1つの修繕料なのか、たくさん合わせた量なのかも含めてお伺いします。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのですね、地域介護の福祉空間の事業の件なんですけども、認知症の通所はサービスということなんですけども、これがですね、広域連合のほうで認知症というのは認めて、介護のほうですね、給付で認めておりますので、そこでそのように一般の方と、一般の方のデイサービスにつきましてはですね、認知症とかそういうふうな介護の給付は受けておられんということが、1つ大きな違いでございまして、それでですね、もう1点のほうなんですけども、補正でなぜ組まれたんかというような理由なんですけども、これですね、国のほうへの認可があるんですけども、これが時期がいつ、9月の5日ですか、そのころにですね、ころではなしに、その日に、厚生労働省の老健局長から交付決定がきたということで、今回補正のお願いしたということでございます。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

28ページのですね、リサイクルセンターの修繕工事ですが、980万円を今回お願いをいたしました。これにつきましてはですね、紀伊長島リサイクルセンターの修繕でございまして、その箇所としては5箇所ございます。その中で主なものといたしましては、脱臭炉バーナーの部品交換工事、それから乾燥設備補修工事、1次破碎機のピースカッター交換工事等が主なものでございます。

それから、次のし尿処理事業の修繕料430万円でございますけれども、これにつきましては三浦地区にある紀北町のクリーンセンターの修繕でございます。これは2箇所ございまして、UF膜の原水槽がございまして、その防蝕補修工事ということでですね、310万円とポンプ井のスクリーンの修繕工事120万円と、この2箇所予定しております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

それでは、デイサービスのほうから再度もう一度お聞きします。

9月に決定されたということなんですけれども、その決定するのにですね、いろんなところへこういう事業があるから申し出てくださいと言って、その中で選ばれるのか、そういう事業者に対してこういう事業があるかということを、事前に各事業所へ説明されて決まるのかどうか。

そして、これは具体的にはどこの事業になるのかお伺いします。

そして、もう1点のリサイクルセンターとし尿処理のあれなんですけれども、当初にも修繕費というのは当初予算にもあがっていると思うんですけれども、今回、詳しく説明していただいたんですけれども、予想できない部分だったのかどうか、もう一度お伺いします。

川端龍雄議長

福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

事業所を説明したかということなんですけれども、これはですね、第3期の介護広域連合が行います介護保険計画ですね、その中に載せなければ申請ができないということでも、その中にこの通所事業のデイサービスが載っております。が1点とですね。

どこの業者の方かということですね、有限会社代表取締役 加藤洋子さんが経営する、三浦のグループホームたいきというところがあるんですけれども、そこの事業所に交付する補助金でございます。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

修繕の時期でございますけれども、長島リサイクルですね、今回修繕をお願いいたしました。これにつきましては耐用年数が過ぎておったりですね、それから劣化が進んでおるということでございます。現場ではですね、それらをより長く使っていくということで、努力をしておるんですけれども、今回ですね、その時期が来たということで、補正をあげさせていただきました。

また、し尿につきましては、9月補正ではわかりませんでした。そのあとわかりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル君

整備事業について最後にお尋ねします。1箇所に絞られたわけですが、たくさんあった中から1箇所になったのか、この事業所だけしかそういう要望がなかったのかどうか、お伺いします。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

過去にもですね、去年もたいきさんと、船津にあるんですけども、ゆりかごさんがですね、グループホームとかデイサービスとかやっておるといことなんですけども、今年に限ってはデイサービス、グループホームのたいきさんがですね、デイサービスを行うということで希望されたもんですから、そういうようなことで国への要望をして交付決定がなされたということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで総務費から、商工費までの質疑を終わります。

続いて、32ページの土木費から、50ページの給料費関係までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

まず、32ページの土木費の橋りょう長寿命化修繕計画策定事業費ですけども、課長の説明では計画策定費ということだったんですけども、この内容について説明をお願いします。

あともう1点、37ページ、9款教育費の社会体育振興事業費の増ということで、備品購入費防寒着という説明を受けたんですけども、これは昨年度もした美し国駅伝大会の防寒着ということだったと思うんですけども、これは何名予定して、何着分予定しているのか。またこれは貸与なのか、それとも個人支給なのか。あと駅伝大会の予定日がわかりましたら、そのことについての答弁をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、橋りょう長寿命化修繕計画の策定事業について、ご説明させていただきます。
この事業につきましましてはですね、地方公共団体、つまり市町村等が管理する道路につきまして、最近、老朽化に関する問題が全国各地で発生いたしております。これに対応するためにはですね、国土交通省において橋りょうの具体的な修繕についてですね、これまでは事故等が発生してから修繕、もしくは架け替えというような対応をしておりましてけれども、今後においてはですね、事前に要望的な修繕、また架け替え事業の計画を策定するということを市町村に義務付けるといいますか、そういうようなことで指導をいたしております。

このため国土交通省においては、これらの事業を調査を行うものについては、平成19年から平成25年までの7年間にやるものについては、この業務について補助金を出すということでございます。これにつきましては、2分の1の国の補助ということで、今回あげさせていただきましたのは、国の1次補正におきまして、補正がなされたものでございます。本来ですね、橋りょうのこの点検につきましましては、この事業大きく2項目に分かれてございまして、まず長寿命化計画の策定、それに伴います橋りょうの点検業務という、この2つの業務がございまして。

このうちですね、長寿命化修繕計画については、さきほど申し上げましたように2分の1の国の補助の制度がございましてけれども、今回の補正におきましては、特別の措置といたしまして、橋りょう点検についてもこの補助の制度が適用されるということで、1次補正で県のほうから照会がありましたので、紀北町として事業を計画すべく事業の申し出をしたというところでございます。

ちなみにですね、紀北町でこれの対象となります橋りょうにつきましましては、橋りょう数約270ほどございますけれども、調査の対象となりますのは、このうち延長が橋長が15m以上の約45橋を対象ということで、調査する予定でございます。以上です。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

社会体育振興事業費22万円の増額のご説明をさせていただきます。18節備品購入費の増額で、美し国みえ市町対抗駅伝大会や、各種大会の紀北町を代表して出場していただく選手のためにお貸しするものです。主に22着を購入させていただきます。これは美し国駅伝大会の選手と監督、コーチの22名のチーム編成となっておりますので、22着を購入させていただきます。

ます。教育委員会の備品として購入させていただきます。以上です。

すみません。答弁漏れがありました。第2回的美し国の駅伝大会の開会日が、平成21年2月22日の日曜日に開催される予定であります。大変寒い時期なので、ベンチコートが必要だと思って町のほうに要求させていただきました。以上です。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

まず、1点目の32ページのその橋りょう長寿命化計画策定ですね、これは基本的にはその45橋についてはもう点検するということで、その要望を今度、国のほうへ修理の場合は出していくということで、理解してよろしいんですね。

それで、これは新しい事業ということで考えたらよろしいんですか、今回出た。それについて答弁をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、この事業につきましてはですね、平成19年から国のほうが推奨しておる事業でございまして、25年までの7年間の限定でございます。

それとですね、まず今回の業務につきましては、まず橋りょうの点検業務ということで、まず15m以上の橋りょうにつきましては、まず現地調査、図面の作成等を行います。さらに長寿命化修繕計画といたしまして、現在の橋りょうの目視等、また特殊車両を使いまして、健全度の評価等をいたしまして、これらのデータ整理を行うものでございます。

ただ、これらのデータ整理の後に、21年度以降においてですね、これらの修繕、またこういうような架け替え等をいかに実施していくかというような計画も、21年度以降に作成させていただく予定でございます。以上です。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

つまり、その45橋については点検して、もし直さなあかんとこがあれば、今後、申請することなんですね。それで新しい事業なんかどうかということも、僕聞いたんですけども、結局19年から25年までの7年計画と、そういうことわかるんですけども、19年にはこれ

は別になかったわけですね。今回初めて19年度から25年の7年計画の中に、今回、紀北町が載ったということで理解してよろしいですね。

あと、これで3回目ですもんで、教育委員会で防寒着なんですけども、選手、監督、コーチには貸与ということで、教育委員会の備品としてするというので、つまり備品として持っておるということは、もし何か違うときでも、そういう選手の方がみえたら貸し出しできる状況ということで、理解してよろしいですね、はい。その点についての答弁をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

この事業につきましては、さきほど申し上げましたように、平成19年から25年度までにと
いうことで、国土交通省のほうでそういう指導がございました。したがって、紀北町に
おきましても、平成25年度までには実施すべきものと考えておりました。ただですね、今回
さきほど申し上げましたように、国の補正によりまして、従前ですと補助の対象でなかった
点検業務についても、今回補助が適用されるということで、今回、非常に有利であるという
ことをごさいます、特に県を通じて申し出たということをごさいます。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

再度お答えいたします。各種大会にもお貸しするように教育委員会の備品として置いてお
きます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

7番、39ページですね、林業施設災害復旧費なんですけども、国補林道災害復旧事業費の増
ということで1,091万7,000円ですね、これはさきほどの説明で栃山木組線も含まれておる
というふうに聞いたんですが、これのですね工期はどういうふうに考えておられるのか、私、
現地も見てきておるんですが、ちょっとお答え願いたいと思います。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。工期につきましては、今回予算の計上させていただきまして、承認いただきましたら、早速設計をし、入札に入りたいと考えております。

工期はいつまでというのは、ちょっとここでは申しかねます。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

ここのですね、林道なんですけど、ここのもっと上のほうですね、この木組線の上のほうに、当町の冬場の観光資源として、この温暖な地方でですね、滝が凍るということで、非常に大切な資源があるんです。それで1月の下旬から2月の初旬にかけて、あるNPOの団体だとか、当町の観光協会のほうもいろいろとその辺の資源の観察だとか、観光の計画があるんです。

それですね、工期のほうはまだ決まってないということなんですけど、工事にかかっても日曜日とかですね、そういうふうに通すということは、私現場を見てきた限りでは可能なんじゃないかというふうに思うわけです。したがって、そういう冬場のですね、当町の観光のために、そういう配慮をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。工事の状況、入札時期がちょっと今確定できないんですけども、議員がおっしゃられるように、この災害につきましては舗装の部分が浮いてるということで、災害、国庫補助をいただきましたので、状況によりまして通行できることが可能であれば、そういう形で現場のほうへ指示したいと思います。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

16番、34ページなんですけど、ちょっと聞き漏らしたかわかりません。災害対策費の自主防災組織事業費の増の備品購入と、396万円というのがあるんですけど、これがどこの場所の自

主防災の箇所のことを言われているのか、その内容説明をお願いします。

川端龍雄議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

ご説明いたします。396万円につきましては、まず需用費が120万円ございまして、これは三角巾を4,000枚購入する予定になってまして、これは各自主防災会に配布したいと考えております。

それから、備品のほうの276万円につきましては、救助工具46組をセットで買う予定にしております。9種類の工具をセットとしております。例えばバールとかですね、ノコギリとか、ナタとか、いろんな種類のものを9種類、セットになったものを買う予定でございます。

これもですね、自主防に全部配布したいと思いますが、救助セットを持っている自主防がありますので、配分はですね、ないところへ配分をしたいというふうに考えております。以上です。

川端龍雄議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さきほどの駅伝のことで、いろいろ答弁されておるんやけども、ちょっと総体的にですね、そのユニホームとかジャージとかですね、ハーフコートとか、その辺をちょっと、去年はどうであって、今年はどうのように変わったんかだけ、ちょっと説明していただきたい。中身は教育民生に入っているもので、そのときに論議はしますけども、大枠の説明を。

川端龍雄議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

奥村議員のご質問にお答えします。美し国駅伝大会のユニホームのことなんですけど、昨年、ユニホームは備品として購入させていただきました。ジャージにつきましては、サイズのことでもありましたので、記念品として渡させていただきました。

それで、今年買う予算としては、当初予算で美し国駅伝大会実行委員会に対しての50万円

の中で購入させていただきます。

そして、新たに今回ベンチコート、防寒着を22枚購入させてもらう、備品購入させてもらう予算を計上させていただいております。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

大筋でわかりましたけどもですね、これからのためにも言うておくけども、指摘だけはしておきます。選考方法間違っているよ、これ。駅伝の選手の。本来そのスポーツに参加して、参加することによって成長を勝ち得るとというのが、本来のアマチュアスポーツの原点ですから、去年は勝つために、よそからの、他所の県から呼んできておったりしておったわね、いくら住民票はあっても。それ改めよというふうに先回言うておったはずですけども、この論議はやってもらいますけども、その点だけ間違っていると、選考方法が間違っているということだけは、きちっとしておきますよ。私も陸協の審判員ですから、よろしく。

川端龍雄議長

答弁よろしいんやね。

19番 奥村武生議員

いいです。

川端龍雄議長

ほかに、20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

37ページ、給食施設費、9款6項2目の、また今回も100万円の増額、それから備品購入、備品購入は紀北中学校の何でしたか、温水器。それから光熱水費がガス料金等々と答えられましたけども、これあれですよ、9月議会でも何か臨時職員が辞めて、給食の調理員が4人辞めたので、補正で人件費を上程されて、それが承認されておると思うんですけども、多分、余分な金が随分教育委員会に残っておるんじゃないですかね。これ4人辞めて、4人補充するという格好でやってましたけども、その辺がしっかり内部での調整をせずにね、いるもんだけわけてしておるような格好に見えてしまうんですけど、その辺をきっちり説明していただきたいと思います。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員のご質問ですけれども、この給食施設費につきましては、紀伊長島区の調理場、給食施設の維持管理をしておる目でございます。まず、給食センターのほうの今の需用費と、また備品購入では少し違いますので、そのあたり先にご理解をお願いしたいと思います。

それで、まずなんですけれども、この需用費につきましては、これにつきましては光熱水費ということで、長島地区におきましてはガスを使っておりますんで、ガスの補正をお願いしたいということでございます。

それと、このガスにつきましては、当初では 415万 8,000円ほど見ていただいております。ところが7月から9月までの今までの実績を見てみまして、今後の予測を立てましたところ 100万円の不足が生じるということで、100万円の増額をお願いいたしまして 515万 8,000円にしようとするものでございます。

また、備品につきましても、この75万円お願いするわけなんですけれども、これにつきましても紀伊長島区のほうの備品ということで、さきほどの説明ありましたように、紀北中のボイラーと、また西小の湯沸器の購入をお願いするものでございます。これにつきましては昭和53年当時に購入しまして、老朽化が進んでおりまして、修繕が効かないというような部分でございます。さきほど議員さん言われました、この科目につきましては給食センターのほうではないということだけ、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

だから、私はお尋ねしたのはね、これだけじゃないですけれども、それを含めて9月の補正ちょっと見ましたもんですからね、その辺、要求されるのはいいですよ。当然必要なものは必要ですから、その辺のことをきっちり説明してください。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

それでは、センターのほうなんですけれども、5人9月補正で採用していただきました。それで数名の方が辞めておるわけなんですけれども、その代わりにですね、パート職員ということで、パートの方を採用いたしまして、パートの方をもって臨時職員と合わせまして12名で

給食センターを運営しておるといふ、そういう状況でございます。パートとなっております。
以上です。

20番 東清剛議員

答弁漏れ、だから人件費余っておるやないですか。減額補正せんといかんのやないですか。

川端龍雄議長

東議員、立って。

20番 東清剛議員

答弁漏れでね、当然、減額措置をするのが当たり前じゃないんですか、そうすると。それで人件費当初予算であがっておるのが8人分と4人分かな、ですね。ですから、その中で4人辞められた。それで9月補正で4人分を計上した。だから当初の分は減額補正するのが当たり前じゃないですかと言っておるんですよ。わかりますか。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

20番 東清剛議員

これは世古課長でなしに、町長、執行部のほうでちょっとあれしてくださいよ。予算措置ですから、課長の判断だけじゃなしに。

川端龍雄議長

世古学校教育課長に指名しましたので。

世古雅則学校教育課長

ただいまの件なんですけれども、4人辞めまして、4人をパートということで雇っておりますので、その方を補充しておるといふ考え方で、12名の人件費が必要であるというふうにして考えております。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

9月で437万円の補正を出しておるんですよ。ですから、今回、もしそれがわかればね、減額補正出してきて、こういうもののほうに増額はいいですよ。その辺をきっちり精算しないとということですよ。

だから、今言うようにね、だからその辺しっかり町のほうでやられておるんか、執行部のほうで。

川端龍雄議長

東議員、詳細なことを休憩して、町長に明解な答弁をもらおう。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

休憩して。

町長、よろしいですか。

20番 東清剛議員

休憩前に宿題だけ。最後じゃないですよ。

川端龍雄議長

最後です。質問回数3回。

20番 東清剛議員

それでは次にします。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩して、昼1時20分から開催いたします。

その詳細な答弁は町長に昼から早速いただきます。

(午後 0時 19分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 20分)

川端龍雄議長

午前中の20番 東清剛議員の質疑に対して、町長からご答弁を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

議員ご指摘のように、パート調理員の賃金、当初 475万 6,000円計上しておりました。さらに9月補正において 437万 8,000円を計上しております。当初分については、9月までに 189万円、パート賃金として支出しまして、現時点において 286万 3,000円の残額があります。9月補正では気がつかず申し訳ありませんでした。残額につきましては、3月補正にて精算したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

この際、東清剛君にもう一度質問の許可を与えます。

東清剛君。

20番 東清剛議員

わかりましたけどもね、やっぱり理事者もう少しチェックを高めて行っていただきたい。また、この問題については教民でもいろいろと深くやっていただくようお願いいたしまして、教民と総務両方になるのかな。お願いいたしまして、はい。じゃ終わります。

川端龍雄議長

それでは、土木費から給料明細費までの質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第59号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第60号 町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

第60号の紀北町道の路線認定についてなんですけども、これは提案理由の中で、紀勢線工事完了後においてということで、あれなんですけど、これは今、町道認定、今の時点で町道認定するということなんですけども、この今の時点で町道認定する理由について、お願いしたいと思います。これは9月議会において、さきほどの説明では産業建設常任委員会で陳情が採択されたことを受けて、これを認定するという方向なんですけども、結局は工事道路として完了した後に、言うたら町道となるわけですね。今の時点でも町道認定されるわけですよ、これで。今からしばらく工事道路として使われるわけなんですけども、工事道路が終わる前の時点でしたほうがいいのか、今なんでこの時点で町道認定なのかについて、ちょっと説明をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われたようにですね、現在は工事用道路として国土交通省が使用いたしております。今回の認定につきましては、9月議会でもこの件に関しまして陳情もございました。それらを踏まえましてですね、今後、国土交通省から引き渡された時点で用地取得等もやっていかなければならないというような状況でございますので、今後のですね手続き等、また国土交通省においてですね、河川管理者であります三重県と河川区域内の作業等の許可も取る中でですね、県においては後の工事用道路として終了したあとの後の管理についても、その担保等をとっておくと、後にですね、町道ということで、町は工事用道路として使用した後についても、道路として管理をされていくということが、確認できるようなことをということで、県と国交省との協議の中で行っているようでございます。そういうことを踏まえまして、今回、認定するというところでございます。以上です。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

つまり、国交省の引き渡し以前にしなければならないことについて、事前にやっておかなければならないということで、今回早めに町道認定ということで理解してよろしいんですね。

それで、その国交省からの引き渡しは大体いつごろの予定になるとかいう予定は、わかるんでしょうか。その点について答弁をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

この引き渡しの時期でございますけれども、紀勢線の工事、つまり三浦地内での工事が完了するまで、国土交通省が使うということでございます。町道認定いたしましてもですね、町道としての道路法上の供用開始という手続きは行いませんので、その間はですね、一般車両は通行できません。工事用車両のみということでございます。そういうことです。以上です。

川端龍雄議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

引き渡し予定時期というのは大体わかるんですか。さきほどの答弁漏れなんですけども。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません。さきほど申し上げましたようにですね、紀勢線工事が完了するまでということでございますので、おおむね4年程度かということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

川端龍雄議長

次に、日程第9 議案第61号 町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

すみません。今度、海山区の馬瀬のほうなんですけども、この提案理由としても、こちらのほうにも町道として活用が見越せるためということで、提案理由されておるんですけども、僕ちょっと現地、ちょっとはっきりわからん部分もあるんですけども、ここの近くには人家とかはあるんですか、その人家が使うために町道認定するということなんですか。その町道としての活用がということなんですけども、ここの地域の現状について説明をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。現状はですね、2級河川大船川の堤防道路ということでございまして、今現在、国土交通省が工事用道路として使用しておりますけども、その他の用途といたしましてですね、林道のような状況になってございます。この今回認定しようとする区間の100mにつきましてはですね、この地域に民間の施設ではございますけれども、県が指定しております東紀州まちかど博物館というものが認定されておまして、それらがですね、紹介されているということで、町内外から多くの方が訪れているということもございまして、民間の施設ではございますけれども、公的なものに準ずるといような考え方もございます。

それにですね、さきほど議案の60号でも説明させていただきましたけれども、今回、これらの舗装することについてですね、工事終了後において県と国土交通省の事前協議の中で、終了後の管理はどかがするのかということも、ポイントになってくるということでございます。そういうことでですね、後の管理については紀北町が行うということで、今回、県のほうもそれを協議に応じるということでございますので、今回、認定させていただくということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第62号 町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

11ページの図面なんですけど、42号線に出るのにですね、尾鷲方面に曲がるのに危険という説明があったんですが、ここの信号機はどうなるのか、教えてください。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まずですね、交差点の規制等にかかる信号機等の設置につきましては、三重県公安委員会の所管でございます。したがってですね、国土交通省にも確認はいたしましたけれども、まずですね、インターチェンジの進入路につきましては、国土交通省の考えでございますけども、信号機が設置されるだろうということでございます。

ただ、これは公安委員会、さきほど申し上げましたように、公安委員会が決定することです。現在、確定しているような状況ではございません。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

1点だけ、今の11ページのところなんですけど、この町道の起点のところがありますよね。これから出るということになると、尾鷲方面のときはちょっとえらいということなんです。それじゃこの高速道路の出口、出口はこれはどういうふうになるんですか、この尾鷲方面へ行くときには、これもう長島方面はそうように沿ってずっと行けると思うんですけども、この横断するようにわたっていくわけかいね。この降りたところのこれ、ここのところですね。ちょっと説明をお願いします。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほども申し上げましたようにですね、国土交通省の考え方としては、信号機は当然設置されるということの考え方でございますけれども、信号機の設置につきましては、三重県公安委員会の所管でございますので、その辺のところでは現時点では確定してないということで、当然、信号機が設置されて、それらの規制に基づいて交差点の通行がなされるということと考えております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃですね、この町道船津小笠原線というの、この終点のところから来て国道へ出るときには、ここも信号付くわけですか。これのここですね、ここ。ここも信号付くのかどうか、ちょっと。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

この箇所に信号機が設置されるのかどうかという、ご質問でございますけれども、これにつきましてもですね、公安委員会の所管でございますので、その時点の車両の状況ですね、通行量等勘案してですね、決定がなされるものと考えられますけれども、現時点の通行量から見るとですね、信号機の設置は少し難しいのではないかと考えております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃですね、課長、これやったら何もこの起点のそこから出るのも、ここへ曲がってきて出るのも変わらんと思うんやけどもね、信号が付かないんだったら。同じ状況になるわけやさな、このままでは。高速道路から降りたところには信号付くということは、大台インター降りたような信号の配置になると思うんさね、これは。

それはわかるんやけども、この民間の人たちがこの起点のそこから町道の終点まで行って、当然、これ右へ曲がって国道へ出るわけですね。ということは、この国道の沿線上は何もこの大体どうですか、この区間は 500m ぐらいの間隔、大体。ということになればですね、こっから出るのも起点のそこから出るのも、この回って高速道路の下になるんですか、から出るのも変わらんのじゃないですか。それにわざわざそのような町道が必要になるのかなと、

ちょっとこう思うんですけどもね。そこのところはどういうふうに。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。起点の部分でございますけれども、この部分につきましてはですね、42号は3車線ということで、インターチェンジへ入る右折車線が新たに設けられまして、尾鷲方面へ出るのにはですね、2車線をまたぐというようなこととなります。さらに信号機が仮に設置された場合ですね、この右折車線に車が停車した場合ですね、尾鷲方面への出入りはできなくなるような状況も考えられます。

そういうことからですね、小笠原1号線、現在の小笠原1号線を経由して42号に出るといふことで考えてます。この件につきましては、高速道路の地域の説明会でもそういうような要望もございまして、国土交通省との協議の結果ですね、工事等の費用については国土交通省が負担するというような、現在の協議の状況でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

これ全部60号から61、62ですか、この議案添付図面にはね、これ方位入ってますけど、縮尺が入ってないんですよ。いかがですか。これはね図面を提出するには常識なんですよ、方位と縮尺。私も常任委員会は産業建設ですから、指摘はしたくないんですけど、ほかの課でもね、図面を提出されることがあると思ひまして、この場で指摘はさせていただきますけれども、特に教民委員会も学校の移設等の図面に関しては、当然縮尺を入れていただかないとわかりにくい。で、この場で指摘をさせていただきます。今後、どの課の課長さんも皆さんね。

そしてもう1つは、特に私常任委員会の委員ですけども、この町道認定するのはいいんですけどもね、その用地関係、特に高速道路との絡みですね。ですから、その辺で三浦について京戸線は、多分国交省の委託という格好でやっておると思ひますから、新たに用地費が発生しないような格好の措置を考えているのかどうか。その辺は国交省との話し合いの中でね、十分協議をしていただきたいと思います。

当然、これ認定受ければ、今後維持管理は全部町が負担しなきゃいけないわけですね。で

すから、少なくともね、工事用に使うんだったら借地じゃなくて、国交省が買ってね、取得して使わざるを得んわけですよ。その辺も踏まえて常任委員会での報告をお願いいたします。答弁はいいです。

川端龍雄議長

議員も産業建設ですので、そのようにお計らってください。

ほかに質疑される方はございませんか。

8番 尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

8番 尾上です。今の議員の続きなんですけど、この町道認定はですね、結局高速のインターができたから必要になってきたということですね。今、課長の話しからすると、費用は国交省が持っていただくと、道路、ということよろしいんですか、その点を1点と。

また、インターがこのできることによって、これ発生する町道ですので、その用地に関してね、国交省との話し合いがね、例えば、国交省持っていただけないですかとかいうような話し合いは行われたのかどうか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、この事業がですね、なぜ国土交通省でできないかということでございますけれども、この現況はですね、ここに11ページの資料でございますけれど、4件ほどの民家がございます。この間に図面上は道路らしき形で表示はされておりますけれども、これは私道（わたくしどう）でございます。

そういうことですね、国土交通省としてはこれが仮に町道であれば、その辺のところですね、道路法上の道路であれば、これらの影響を踏まえて国土交通省での手当というのは十分できるということございました。ただ、今申し上げましたように、これが私道でございますので、状況によってはですね、この起点付近の出入りが閉鎖されるということも出てくるということでございますので、今回ですね、これらの今申し上げましたこの閉鎖の点を解消する意味合いからもですね、この際、町道として認定しておいて、その辺のところの担保をとりたいということでございます。

ただ、さきほど来申し上げておりますように、出入りが非常に困難、危険な状態になりますので、それらの交通規制に関しては公安委員会のほうで、右折の規制等は出てくる可能性

はございます。

それとですね、用地でございますけれども、その辺のところは国土交通省とも十分協議はいたしてまして、高速の事業に絡んでのこういう事態になるわけでございますので、それらの用地についても国交省での負担ということで、協議はいたしましたけれども、さきほど申し上げましたように、私道であるということでございますので、国土交通省で用地の手当まではできないということでございます。

それとですね、この道路延長 190mの表示は印してございますけれども、これにつきましてはですね、起点、終点を定めるということでございますので、今後ですね、これらの実施に向けては道路区域の決定等の法的な手続きが必要になってくるわけでございますけれども、その時点でどこまで道路を新設計画していくかということが、また次の時点の課題となってくるということでございますので、今回は起点、終点を定めるということでございます。

川端龍雄議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

今、聞かせていただいた、もう私道であるからできないということなんですよね。ですから、町道認定するんですよね。町道認定すれば、そこで交渉の余地というのは生れないんですか。国交省との間に。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

今回、議会で議決していただいてですね、町道認定ということになりましてもですね、現在、道路として供用開始されていないということでございますので、道路法上の規制というのですか、そういう措置はとれないと、ですから、現在は道路法上の道路でないということで、国土交通省としては対応はできないということでございます。

川端龍雄議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

感覚的にはわかるんですけどね、ですから、町道ということでね、やって、これからの議論の余地というのはもう全くないということなんですか。それかこういう形でやってですね、もうきちっとした路線も認定して、明らかにこのインターができて不便だということなんです

ね、もうコース等も設計すれば、そういうことを今後議論の余地があるのかないのかだけ、お聞かせください。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。用地の取得につきましてはですね、この11ページの起点の周辺ですね、さきほど申し上げましたように、図面上は道路のような表示になってございます。この部分につきましてはですね、今後ですね、事業実施に向けて、この土地の所有者の方々とですね、できる限り町の負担が発生しないというような状況で、交渉というか、説明させていただいて、理解を求めていきたいというふうに考えております。

8番 尾上壽一議員

国交省のほうはどうなってんの。

山本善久建設課長

国土交通省につきましては、現時点では用地の手当はできないということで聞いております。

8番 尾上壽一議員

議長いいですか。

川端龍雄議長

はい。

8番 尾上壽一議員

現時点でなしに、町道認定したあともそういう議論できないのかということ質問したんです。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほど申し上げましたようにですね、現時点で道路法上の道路でないという、ですから、国土交通省が事業化した時点で、道路法上の道路として認定されてない、また供用開始されてないということで、対応が困難ということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

奥村でございます。さきほど61号のことについて、東清剛議員が質問しておりましたけども、私は産業振興委員会に属してないし、所属してない議員もいらっしゃると思いますので、ましてや、海山区にかかわることでございますので、この62号議案のですね、この縮尺は何分の1ですか、それちょっとお答え願います。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。この添付の図面でございますけれども、縮尺等は表示されておらず、誠に申し訳ございません。ただ、今回提出いたしました資料の図面につきましては、説明用の資料でございますので、縮尺をですね、一部縮小、拡大した図面となっております。

したがって、正確な縮尺というのは表示できないという状況でございますので、説明用の資料といたしまして、わかりやすくということで、縮小、拡大をいたしておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それでは困るんじゃない。何とかならないですか。こんなあんたいろいろ問題が出ておるわけでしょう。この何か風の噂に聞いたところによるとですね、ほかの議員の皆さんの休憩室で言っていましたけども、突然この自分の横を高速が入るようになって全然知らんだと、その問題もどうのこうのとか言っているとか、言ってないとかと聞きましたけども、今後いろんな問題が出てくると思うので、やっぱり休憩時間を置いてでもですね、正確な縮図をですね、縮尺を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。さきほど答弁いたしましたようにですね、縮尺を図面については拡大、また縮小をしておりますので、今現時点でこれが何分の1の縮尺かということは、少し正確な数字は申し上げられません。ということで、改めてですね、これについては報告させて

いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

日程第11～日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第11 報告第8号及び日程第12 報告第9号については、一括議題といたします。

それでは、各事件について、一括して報告を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご報告させていただきます。

報告第8号及び第9号の専決処分の報告についてであります。平成20年8月17日午後0時50分頃、紀伊長島区長島の紀伊長島体育館付近の国道42号におきまして、紀伊長島総合支所職員が運転する公用車が南進中、対向車線にはみ出し、北進中であつた2台の中型バイクに衝突し、2台の車両を損傷させ、2名に負傷を負わせる事故が発生いたしました。その後、12月2日に、損害賠償額を報告第8号の山口裕志氏とは53万9,514円、報告第9号の中川誠市氏とは35万2,550円として、車両分についての示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものであります。

なお、対人分につきましては、現在、それぞれリハビリ等を行っているところであり、今後、完治されるのを待って適切に対応してまいりたいと考えております。

このような交通事故が発生してしまったことにつきましては、大変残念に思うところであり、今後、さらに職員の交通事故防止対策を講じてまいりたいと存じますので、議員の皆様には理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、報告についての説明を終わります。

ただいまの報告2件については、地方自治法第180条に基づき、議会の委任による専決処分の報告であり、質疑は行わないとされておりますが、さきほどの説明の中で、内容などに不明瞭な点があると思われましたら、再度、説明を求めるといふことで、発言を許可することといたします。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

原因となる事実のところですけど、13ページの。平成20年8月17日、午後0時50分なんですけど、この日は日曜日なんですね。公務だったのか、その辺のことをちょっとここに抜けておると思うんですけど、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

公務中であります。

川端龍雄議長

ほかに発言される方はございませんか。

質疑じゃなくて、この今の点に関して、不明瞭な点があると思われる点に関してです。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議長がですね、質問にあたるというふうにお考えいただければ、それでできないというふうに言っていただければ結構でございます。この人身事故のですね、処分等についてはどのような形で、今後ご検討されるのでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

刑事の処分が明確になった時点で、対応いたします。

川端龍雄議長

ほかに発言される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで発言を打ち切ります。

それでは、これで2件の報告については、聞き置くこととし、終了します。

日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 請願・陳情案件を議題といたします。

お手元に配布の文書表のとおり、請願1件、陳情1件をここに受理することとし、別紙、請願・陳情文書表を朗読させ、説明にかえさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

川端龍雄議長

以上で請願・陳情案件の説明を終わります。

なお、受理した請願等については、文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので、報告します。

以上で、今回提案されました事件については、すべて終了しました。

川端龍雄議長

それでは、委員会付託表を配布するため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 56分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 57分)

川端龍雄議長

お諮りします。

本日、議案となっている各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

付託案件の審査については、

明日の9日は、総務財政常任委員会。

10日、産業建設常任委員会。

11日、教育民生常任委員会。

の開催といたします。

委員会の運営については、各委員長において取り計らっていただくよう、お願いします。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 1時 58分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 3月 5日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 中津畑 正量